

建設工事入札における入札金額内訳書の提出について

建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)が改正され、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました(入札契約適正化法第12条)。

つきましては、洲本市においても、下記のとおり、入札金額の内訳書(以下、「工事費内訳書」という。)の提出を求めることとします。

1 対象案件

すべての建設工事で、平成27年10月1日以降、公告または指名する入札(一般競争入札または指名競争入札)

2 提出方法

工事費内訳書は、第1回入札時に提出しなければならない。

3 工事費内訳書の書き方

市が事前に貸与している設計書(金抜き)の「工事費内訳書」(農業土木においては、「工事費明細書」)すべての項目について記載されていることを原則とします。

工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあります。

①記載事項

- ・提出年月日(入札書提出日を記載してください。)
- ・入札者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名、代表者印
- ・工事名及び工事場所
- ・工事費内訳(工種、数量、単位、単価、金額)

②用紙サイズ

A4(縦・横自由)

4 工事費内訳書の不備等により入札を無効とする場合

①未提出又は未提出と同等と認められる場合

- (1) 提出期限までに内訳書が提出されない場合
- (2) 内訳書の一部が提出されない場合
- (3) 内訳書と関係のない書類が提出された場合
- (4) 他の工事の内訳書が提出された場合
- (5) 内訳書に提出者の記名・押印が欠けている場合
- (6) 当該工事に対応する内訳書が特定できない場合
- (7) 他の入札参加者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合

②記載すべき事項が欠けている場合

(1) 白紙での提出、あるいは内訳の記載がないなど、記載すべき事項が欠けている場合

③その他未提出又は不備等がある場合

5 その他

- ①入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)、刑法(明治40年法律第45号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- ②入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ③入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。
- ④手持ち工事等が多数あるために対応できない場合、設計図書の内容を確認して自己積算できないことが明らかになった場合、他の入札参加者からの見積依頼に応じた場合等において、入札に参加することを辞退したとしても、辞退した方に不利益が及ぶことはありません。